

\*\*\*\*\*  
\*  
\* 令和4年第4回 \*  
\* 柏原市議会定例会 \*  
\* 議会提出案件(Ⅱ) \*  
\*  
\*\*\*\*\*

(令和4年12月23日)

# 目 次

令和4年12月23日 定例会

議案等番号	議 案 等 名	ページ
議員提出議案第3号	議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する 条例の一部改正について	1

議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び柏原市議会会議規則第13条の規定により提出する。

令和4年12月23日

柏原市議会

議長 山下 亜 緯 子 様

提出者	柏原市議会議員	乾	一	印
賛成者	柏原市議会議員	大 木	留 美	印
	〃	江 村	淳	印
	〃	山 口	由 華	印
	〃	新 屋	広 子	印
	〃	橋 本	満 夫	印
	〃	田 中	秀 昭	印
	〃	中 村	保 治	印
	〃	奥 山	涉	印
	〃	大 坪	教 孝	印

議員提出議案第 3 号

議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 2 月 2 3 日提出

柏原市条例第 号

議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和31年柏原市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（以下「改正条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正条例の規定による期末手当の内払とみなす。